

## 継続的専門能力開発(CPD)認定登録書(参加学習型)

|           |  |
|-----------|--|
| プログラム番号   | —  |
| 教育形態      | 研修会  |
| プログラム名    | 管理者研修会   |
| 主催者(団体)   | 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団(以下「財団」)   |
| 協賛・後援     | 共催: 全国専修学校各種学校総連合会、全国学校法人立専門学校協会(全専各連・課程別設置者別部会)<br>文部科学省「専修学校教育研修活動補助事業」(国庫補助事業)<br>※別紙1「教育研修活動費補助金(私立学校教員研修費等補助)交付要綱」、平成30年度(実績)の別紙2「開催案内」、別紙3「実施要項」を参照。   |
| 開催日程      | 不定期(年3会場)<br>※今年度の東京・大阪・その他の3会場の日程は未定。<br>※平成30年度(実績)は別紙3「実施要項」(日時)を参照。  |
| 総時間       | 原則として3時間半以上(年度の講演内容により時間は不定)<br>※平成30年度(実績)は約3時間(別紙4「タイムテーブル」を参照)。   |
| 開催場所      | 不定(年3会場)<br>※今年度の東京・大阪・その他の3会場の場所は未定。  |
| 対象者       | ○受講資格は専修学校運営責任者<br>○原則として財団の都道府県支部に加盟する学校に所属する者(開催案内は財団から全国の支部加盟校に送付)。<br>※平成30年度(実績)は別紙3「実施要項」(対象)を参照。  |
| 定員        | 実施する年度・会場より異なるが、概ね100～200名程度。<br>※平成30年度(実績)は別紙3「実施要項」(定員)を参照。   |
| 題目        | 上記『プログラム名』と同様。   |
| プログラム(次第) | 年度により異なる。当該年度ごとに専修学校教育等において重要なテーマを設定する。<br>※平成30年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。  |
| 内容        | ○専修学校の制度や教育、人材育成や能力開発等に関する関係府省庁の振興方策等についての行政説明。<br>○職業教育・キャリア教育に関する調査研究成果や成功事例等についての学識者や学校関係者等による報告。 など<br>※今年度は、「高等教育の負担軽減制度の指定状況と申請に当たって課題等(仮題)」と「職業実践専門課程の実態調査と認定後のフォローアップ等(仮題)」等のテーマを予定。<br>※平成30年度(実績)は別紙2「開催案内」、別紙4「タイムテーブル」を参照。 |

|            |  |
|------------|--|
| プログラムの目標   | 学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、また、各学校間の教育の振興・充実を図ることを目的とする。<br>※平成30年度の具体的な記載は別紙2「開催案内」を参照。  |
| CPD点数      | 20点  |
| 料金         | 財団の都道府県支部の加盟校1名4,000円、その他の学校1名8,000円   |
| 備考(問い合わせ先) | 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 事務局 総務課<br>TEL:03(3230)4814 FAX:03(3230)2688  |
| 詳細URL      | 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団の研修研究事業を紹介するページのURLは以下のとおり。<br><a href="http://www.sgec.or.jp/scz/business/buisiness_frameset.html">http://www.sgec.or.jp/scz/business/buisiness_frameset.html</a> |

教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱

|             |       |        |
|-------------|-------|--------|
| 昭和59年       | 1月31日 | 文部大臣裁定 |
| 昭和59年12月24日 |       | 一部改正   |
| 昭和60年       | 7月8日  | 一部改正   |
| 昭和61年       | 4月5日  | 一部改正   |
| 昭和62年       | 5月21日 | 一部改正   |
| 平成2年        | 2月5日  | 一部改正   |
| 平成3年        | 8月23日 | 一部改正   |
| 平成9年        | 4月1日  | 一部改正   |
| 平成10年       | 4月8日  | 一部改正   |
| 平成13年       | 1月6日  | 一部改正   |
| 平成24年       | 4月1日  | 一部改正   |

( 通 則 )

第1条 教育研修活動費補助金（私立学校教員研修費等補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、一般財団法人日本私学教育研究所及び一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、もって我が国の私立学校の中等教育及び専修学校教育の振興に資することを目的とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第3条 文部科学大臣は、補助事業者が補助事業を行うに要する経費のうち、補助金交付の対象として別表に掲げる文部科学大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の半以内の定額とする。

(申請手続)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による補助金交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 文部科学大臣は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式2による補助金交付決定書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で効果をあげようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象経費の区分ごとに配分された額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙様式3による計画変更承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

2 文部科学大臣は、前項の承認をするときには、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、その旨を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について文部科学大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式4による状況報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日(補助事業の廃止を受けた日を含む。)から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期限までに、別紙様式5による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 文部科学大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第14条 文部科学大臣は、次の各号に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、若しくはこの要綱又はこれらに基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 文部科学大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

第16条 施行令第13条第4号及び第5号の規定により、文部科学大臣が定める財産は、取得財産等のうち、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 施行令第14条第1項第2号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して文部科学大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第17条 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿及び証拠書類等を、補助事業の完了の日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和58年度の補助金から適用する。

2 教員研修事業費等補助金（私立学校教員研修費等補助）交付要綱（昭和53年12月4日 文部大臣裁定）は廃止する。



理 事 長 ・ 学 校 長 殿

(一財) 職業教育・キャリア教育財団  
理事長 福田 益和  
全国専修学校各種学校総連合会  
全国学校法人立専門学校協会  
会 長 福田 益和

公  
印  
省  
略

**平成 3 0 年度 文部科学省教育研修活動費補助事業  
「管理者研修会」開催のご案内**

時下ますます校務ご繁忙のことと拝察申し上げます。

さて、一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 ( T C E 財団 ) では、全専各連・全専協と協力のもと、例年、学校経営その他運営等の一助となる情報を伝達し、専修学校教育の振興・充実を図ることを目的に標記研修会を実施しております。この度、本年度の日程と内容が決定いたしましたので、急ぎご案内申し上げます。

今年度は、実施要項のとおり、11月に2会場 ( 東京都・大阪府 ) ・12月に1会場 ( 福岡県 ) で開催いたします。

研修会の前半は、2020年4月から実施される「高等教育の負担軽減」です。昨年12月の閣議決定「新しい経済政策パッケージ」では、「意欲さえあれば専修学校、大学に進学できる社会へと改革」する「高等教育の無償化」を提言し、具体的に授業料減免措置や給付型奨学金制度の拡充を掲げています。これらの施策を具体化し円滑かつ確実に実施するため、専門家会議で議論された後、引き続いて詳細が検討されている論点項目の内容について、文部科学省の担当者にご講演いただきます。また、社会人の職業に必要な能力の向上及びキャリア形成を図る機会の拡大を目的として、本年8月に制度化された「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」、さらに「平成31年度専修学校関係概算要求」ほか、専修学校をめぐる現況等につきましてもご講演いただきます。

研修会の後半は、平成28年6月2日に閣議決定された、「外国人留学生の国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指す ( 「日本再興戦略改訂2016」 ) ことや留学生の受入れ促進の政策などを受け、現在の専門学校における留学生の受入れ状況や専門学校留学生の卒業後の就職状況、新たな在留資格の可能性などにつきまして、東京会場は (一財) 職業教育・キャリア教育財団留学生委員会委員長に就任している東京外語専門学校の武田哲一理事長・学校長に、大阪・福岡会場は (一財) 職業教育・キャリア教育財団事務局の菊田薫事務局長に講演いただきます。

各テーマとも、有為な人材の育成を通じて今後とも社会的貢献を果たしていく、専修学校の教育活動及び学校運営におきまして、大変重要な主題となりますので、実施要項をご確認の上、是非、ご参加を賜りますようお願い申し上げます。

参加をご希望される方は、受講申込書に必要事項をご記入の上、申込期日までにファクシミリにてお早めにお申し込みください。

[お問い合わせ・お申し込み先]

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 総務課  
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 11 階  
TEL : 03 (3230) 4814 FAX : 03 (3230) 2688

平成30年度 「管理者研修会」 実施要項

- 【主催】 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団  
全国専修学校各種学校総連合会・全国学校法人立専門学校協会
- 【日時】 ①東京会場：平成30年11月16日（金）  
②大阪会場： " 11月26日（月）  
③福岡会場： " 12月10日（月） } 3会場共通 13:00~16:20
- 【会場】 ①東京会場：アルカディア市ヶ谷 東京都千代田区九段北 4-2-25  
Tel03-3261-9921 (<http://www.arcadia-jp.org/access.htm>)  
②大阪会場：ホテル大阪ガーデンパレス 大阪府大阪市淀川区西宮原 1-3-35  
Tel06-6396-6211 (<https://www.hotelgp-osaka.com/>)  
③福岡会場：ホテル福岡ガーデンパレス 福岡市中央区天神 4-8-15  
Tel092-713-1112 (<https://www.hotelgp-fukuoka.com/access/>)
- 【対象】 専修学校の学校運営責任者 等
- 【定員】 ①東京会場：180名、②大阪会場：200名、③福岡会場：100名（先着順）  
※定員になり次第、申込締め切りとなります。満席時にはTCE財団ホームページ  
(<http://www.sgec.or.jp>)でお知らせします。  
※1校につき2名までのお申込みになります。
- 【申込期限】 ①東京会場：11月9日（金）、②大阪会場：11月19日（月）、  
③福岡会場：12月3日（月）
- 【申込方法】 同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお申し込みください。  
⇒FAX送信先： 03(3230)2688  
一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団） 事務局 総務課宛
- 【受講料】 ◆TCE財団の都道府県支部の専修学校会員校…1名：4,000円  
◆上記以外の専修学校…1名：8,000円  
※「TCE財団の都道府県支部」は別表一覧のとおりです。  
※受講会場の各開催日前日までに下記口座へお振り込みください。  
※受講料の返金はいたしませんので、申込受講者をご欠席の場合には代理の方のご出席  
をお願いします。  
※研修会当日の現金の受け渡しはご容赦ください。

みずほ銀行 九段支店（普通）2386904 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団  
(振込手数料は貴校にてご負担ください。)



別表一覧 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）の支部

|    | 都道府県名 | 名 称                       | 電話番号           |
|----|-------|---------------------------|----------------|
| 1  | 北海道   | 公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会    | 011. 242. 1955 |
| 2  | 青森    | 青森県専修学校各種学校連合会            | 017. 728. 0145 |
| 3  | 岩手    | 一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会      | 019. 624. 8600 |
| 4  | 宮城    | 一般社団法人宮城県専修学校各種学校連合会      | 022. 211. 7157 |
| 5  | 秋田    | 秋田県専修学校各種学校協会             | 018. 832. 5437 |
| 6  | 山形    | 一般社団法人山形県専修学校各種学校協会       | 023. 641. 2323 |
| 7  | 福島    | 一般社団法人福島県専修学校各種学校連合会      | 024. 934. 8833 |
| 8  | 茨城    | 一般社団法人茨城県専修学校各種学校連合会      | 029. 221. 8771 |
| 9  | 栃木    | 一般社団法人栃木県専修学校各種学校連合会      | 0282. 29. 3056 |
| 10 | 群馬    | 一般社団法人群馬県専修学校各種学校連合会      | 027. 255. 6861 |
| 11 | 埼玉    | 一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会       | 048. 865. 2195 |
| 12 | 千葉    | 一般社団法人千葉県専修学校各種学校協会       | 043. 243. 3147 |
| 13 | 東京    | 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会       | 03. 3378. 9601 |
| 14 | 神奈川   | 一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会      | 045. 312. 2221 |
| 15 | 新潟    | 一般社団法人新潟県専修学校各種学校協会       | 025. 222. 8798 |
| 16 | 富山    | 一般社団法人富山県専修学校各種学校連合会      | 076. 442. 1858 |
| 17 | 石川    | 一般社団法人石川県専修学校各種学校連合会      | 076. 264. 3991 |
| 18 | 福井    | 一般社団法人福井県専修学校各種学校連合会      | 0776. 27. 2024 |
| 19 | 山梨    | 一般社団法人山梨県専修学校各種学校協会       | 055. 235. 8861 |
| 20 | 長野    | 一般社団法人長野県専修学校各種学校連合会      | 026. 235. 3353 |
| 21 | 岐阜    | 岐阜県専修学校各種学校連合会            | 058. 271. 5076 |
| 22 | 静岡    | 公益社団法人静岡県職業教育振興会          | 054. 251. 2335 |
| 23 | 愛知    | 一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会      | 052. 957. 1392 |
| 24 | 三重    | 三重県専修学校協会                 | 059. 229. 4070 |
| 25 | 滋賀    | 滋賀県専修学校各種学校連合会            | 077. 525. 4572 |
| 26 | 京都    | 一般社団法人京都府専修学校各種学校協会       | 075. 344. 2330 |
| 27 | 大阪    | 一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会      | 06. 6352. 0048 |
| 28 | 兵庫    | 公益社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会      | 078. 391. 7010 |
| 29 | 奈良    | 奈良県専修学校各種学校連合会            | 0742. 93. 5670 |
| 30 | 和歌山   | 一般社団法人和歌山県専修学校各種学校協会      | 073. 423. 9770 |
| 31 | 鳥取    | 一般社団法人鳥取県私立学校協会専修学校各種学校部会 | 0857. 29. 4266 |
| 32 | 島根    | 一般社団法人島根県専修・各種学校連盟        | 0852. 23. 5548 |
| 33 | 岡山    | 一般社団法人岡山県専修学校各種学校振興会      | 086. 226. 7198 |
| 34 | 広島    | 公益社団法人広島県専修学校各種学校連盟       | 082. 227. 8210 |
| 35 | 山口    | 一般社団法人山口県専修学校各種学校協会       | 083. 924. 0239 |
| 36 | 徳島    | 一般社団法人徳島県専修学校各種学校連合会      | 088. 652. 5899 |
| 37 | 香川    | 一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会      | 087. 822. 3001 |
| 38 | 愛媛    | 一般社団法人愛媛県専修学校各種学校連合会      | 089. 935. 4510 |
| 39 | 高知    | 一般社団法人高知県専修学校各種学校連合会      | 088. 840. 6111 |
| 40 | 福岡    | 一般社団法人福岡県専修学校各種学校協会       | 092. 292. 6104 |
| 41 | 佐賀    | 佐賀県専修学校各種学校連合会            | 0952. 26. 8311 |
| 42 | 長崎    | 一般社団法人長崎県専修学校各種学校連合会      | 095. 844. 1378 |
| 43 | 熊本    | 一般社団法人熊本県専修学校各種学校連合会      | 096. 372. 6444 |
| 44 | 大分    | 一般社団法人大分県専修学校各種学校連合会      | 097. 537. 2471 |
| 45 | 宮崎    | 一般社団法人宮崎県専修学校各種学校連合会      | 0985. 29. 5288 |
| 46 | 鹿児島   | 一般社団法人鹿児島県専修学校協会          | 099. 213. 9110 |
| 47 | 沖縄    | 一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会       | 098. 858. 7070 |

※会員加入・未加入状況等に関する最新情報につきましては、上記協会等へ直接ご確認ください。

平成 30 年度 文部科学省教育研修活動費補助事業

「管理者研修会」タイムテーブル

- ◆開催日・会場 : 平成 30 年 11 月 16 日 (金) 東京会場・アルカディア市ヶ谷  
 26 日 (月) 大阪会場・大阪ガーデンパレス  
 12 月 10 日 (月) 福岡会場・福岡ガーデンパレス

- ◆主 催 : 一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団  
 全国専修学校各種学校総連合会・全国学校法人立専門学校協会

| 予定時間            | テーマ及び講師(敬称略)  |
|-----------------|---|
| 12:30           | 受付  |
| 13:00           | 開会<br>開会あいさつ  |
| 13:05～<br>15:05 | 「高等教育の負担軽減策への対応について」<br>文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室<br>室長 廣野 宏正   |
| 15:05～<br>15:20 | <休憩>  |
| 15:20～<br>16:20 | 「専門学校留学生のわが国での就職促進と留学生政策の方向性」<br>東京外語専門学校 理事長・学校長<br>武田 哲一 (東京会場)<br>一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団 全国専修学校各種学校総連合会<br>事務局長 菊田 薫 (大阪・福岡会場) |
| 16:20           | 閉会  |

※会場内にセルフサービスの水とお茶をご用意いたしております。どうぞご利用ください。